

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人らのうち、申立人父の通勤費増加分について、申立人父の勤務状況、通勤状況等を考慮して、新幹線定期代利用分の全額（勤務先から支給された通勤費を除く）の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3及び同X 4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

#### 1 損害項目

##### （1）平成23年分

- ①生活費増加費用及び移動費用
- ②精神的損害

##### （2）平成24年分

- ①生活費増加費用（通勤費増加分）
- ②避難雑費

##### （3）平成25年分

- ①生活費増加費用（通勤費増加分）
- ②避難雑費

##### （4）平成26年分

- ①生活費増加費用（通勤費増加分）
- ②避難雑費

##### （5）平成27年分

- ①生活費増加費用（通勤費増加分）
- ②避難雑費

#### 2 期間

##### ア 上記損害項目（1）①②

平成23年3月11日から平成23年12月末日まで

##### イ 上記損害項目（2）①②

平成24年1月1日から平成24年12月末日まで

##### ウ 上記損害項目（3）①②

平成25年1月1日から平成25年12月末日まで

##### エ 上記損害項目（4）①②

平成26年1月1日から平成26年12月末日まで

##### オ 上記損害項目（5）①②

平成27年1月1日から平成27年3月末日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に

限る。)に対する和解金として、4,187,975円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

(1) 平成23年分

①生活費増加費用及び移動費用	880,000円
②精神的損害	480,000円

(2) 平成24年分

①生活費増加費用(通勤費増加分)	413,580円
②避難雑費	480,000円

(3) 平成25年分

①生活費増加費用(通勤費増加分)	413,580円
②避難雑費	480,000円

(4) 平成26年分

①生活費増加費用(通勤費増加分)	422,460円
②避難雑費	440,000円

(5) 平成27年分

①生活費増加費用(通勤費増加分)	106,355円
②避難雑費	72,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、1,360,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1・1記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月2日

(仲介委員 森居秀彰)